

半田市教育ＣＩＯ及び教育情報化推進本部設置要綱

（設置）

第1条 半田市の小中学校における情報コミュニケーション技術（以下「ＩＣＴ」という。）環境の整備及びＩＣＴ環境への教員の適応を効率的かつ効果的にサポートする体制の充実を図り、計画的かつ組織的に教育の情報化を推進するための統括責任者として教育ＣＩＯを置く。

（教育ＣＩＯ）

第2条 教育ＣＩＯは、教育長をもって充てる。

2 教育ＣＩＯは、次に掲げる事項を統括する。

- (1) 教育情報化に関する予算調整
- (2) ＩＣＴ環境整備の計画策定及び実施
- (3) 小中学校におけるＩＣＴ活用の促進及び情報教育の充実
- (4) 情報セキュリティポリシーの策定
- (5) 小中学校に対する研修などの実施
- (6) その他教育情報化に関すること。

（教育ＣＩＯ補佐官）

第3条 教育ＣＩＯは、ＩＣＴに係る専門的知識の活用、教育情報化に関する総合調整等を行うことにより教育ＣＩＯを補佐するため、教育ＣＩＯ補佐官を置く。

2 教育ＣＩＯ補佐官の定員は、1名とし、ＩＣＴの分野における専門知識及び実務経験を有する者のうちから半田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

3 教育ＣＩＯ補佐官の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

4 教育ＣＩＯ補佐官に対する報酬の額は、半田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和52年半田市条例第5号）の定めるところによる。

（教育情報化推進本部）

第4条 教育ＣＩＯは、ＩＣＴ化による授業の改善、情報教育の充実及び教員のＩＣＴ活用指導力の向上を図るため、教育情報化推進本部（以下「推進本部」という。）を

設置する。

2 推進本部は、本部長及び本部員をもって構成する。

3 本部長に教育CIO補佐官を充て、本部員は、半田市立小中学校、関係機関及び教育委員会事務局教育部学校教育課の職員から教育委員会が委嘱する。

(サポート体制運営推進委員会)

第5条 教育CIOは、教育情報化推進の具体的な実施方法、進捗管理、効果の検証等について、提案及び助言を受けるため、サポート体制運営推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置することができる。

2 推進委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長及び委員は、半田市立小中学校、関係機関及び教育委員会事務局教育部学校教育課の職員から教育委員会が委嘱する。

(庶務)

第6条 推進本部及び推進委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部学校教育課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年2月6日から施行し、平成20年12月19日から適用する。